

令和8年3月

共済定期保険ご加入者の皆様へ

日本私立学校振興・共済事業団  
福祉部 貯金・貸付課

「保険料振替口座のご案内とご加入のご通知」の訂正について

令和8年3月9日にご自宅宛発送の保険料振替口座のご案内とご加入のご通知につきまして誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきますとともに、お詫び申し上げます。

記

【シーラー裏面】 加入後の諸手続きについて

加入後の諸手続きについて	
①加入内容を変更する場合	加入内容の変更をする場合は、年1回11月1日～11月30日の後期募集期間に所定の申込書に記入・押印のうえ提出してください。翌年4月1日から新しい内容で保障が開始されます。
②任意脱退をする場合	年度途中での任意脱退は出来ません。年1回11月1日～11月30日の後期募集期間に所定の申込書に記入・押印のうえ提出してください。翌年4月1日から脱退となります。
③退職した場合 ※退職後の責任開始期において1年以上共済定期保険に加入の場合は、最長70歳まで継続加入できます。	退職後、任意継続加入者の資格を取得される場合、その期間は継続加入出来ます。なお、保障を希望しない場合は、「共済定期保険事業退職脱退申出書」を期日までに提出してください。 ・3月末までに退職の方… 3月31日必着でご提出頂ければ、3月22日に振替済の保険料を後日(6月頃)返金します。 ・9月末までに退職の方… 9月30日必着でご提出頂ければ、9月22日に振替済の保険料を後日(12月頃)返金します。

(誤) ※退職後の責任開始期において1年以上共済定期保険に加入の場合は、最長70歳まで継続加入できます。

(正) ※退職後の責任開始期において1年以上共済定期保険に加入の場合は、最長80歳まで継続加入できます。

以上